

令和7年2月7日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

架台セット（自動血圧計用）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油温風暖房機（開放式）1件、
屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（LPガス用）1件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち架台セット（自動血圧計用）1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちリモコン（多機能付）1件、電気冷温風機1件、
ポータブル電源（リチウムイオン）1件、電気毛布1件、
スチームアイロン1件、送風機1件、充電器1件、マルチタップ1件） | 8件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

オムロンヘルスケア株式会社が製造した架台セット（自動血圧計用）について
(管理番号：A202401100)

①事故事象について

病院でオムロンヘルスケア株式会社（法人番号：7130001024920）が製造した架台セット（自動血圧計用）の椅子に着座したところ、転倒し、腕を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、椅子の座面裏側に亀裂や破断が発生し座面が傾くことにより、転倒したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2024年（令和6年）12月11日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

③対象製品：商品名、機種、型番、JANコード、販売期間、対象台数

商品名	機種	型番	JANコード	販売期間	対象台数
自動血圧計 専用架台セット HBP-ST-903 のイス	自動血圧計 専用架台セット	HBP-ST-903	4975479198960	2019年6月 ～ 2022年11月	7,560

2024年（令和6年）12月6日からリコール（回収・交換）を実施

回収率：46.3%（2025年1月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2019年度以降の事故（原因調査中を含む。）は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>

- ・対象製品の外観



・対象製品の確認方法

【交換対象製品の識別方法】 ←

座面の裏側が平らではなく、樹脂成型の凹凸形状がございます。 ←

(座面の裏側が平らで、布張り仕様のもは、交換対象ではございませぬ。) ←

交換対象

交換対象外 ←



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

オムロンヘルスケア株式会社 イス交換受付センター

電話番号：0120(099)971

受付時間：9時～17時（土・日・祝日、年末年始は除く。）

オンライン受付フォーム：<https://forms.office.com/r/UAHgQhHq28>（24時間受付）

E-mail：connect-cs-ohq@omron.com

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：荒木、別所、庄田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：江藤、山田、遠藤

電話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A202401103	令和6年12月22日	令和7年2月4日	石油温風暖房機 (開放式)	FW-3040S	ダイニチ工業株式会社	火災 軽傷1名	建物1棟を全焼、5棟を類焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月23日
A202401104	令和7年1月18日	令和7年2月4日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	GQ-1637WS	株式会社ノーリツ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A202401100	令和6年9月17日	令和7年2月3日	架台セット(自動血圧計用)	HBP-ST-903	オムロンヘルスケア株式会社	重傷1名	病院で当該製品の椅子に着座したところ、転倒し、腕を負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、椅子の座面裏側に亀裂や破断が発生し座面が傾くことにより、転倒したものと考えられる。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月31日 令和6年12月6日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:46.3%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401097	令和7年1月3日	令和7年2月3日	リモコン(多機能付)	火災	当該製品に延長コード及び配線器具(変換アダプター)を介して使用中、当該製品のUSBケーブル及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	長崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202401098	令和6年12月30日	令和7年2月3日	電気冷暖風機	火災	当該製品を延長コードに接続して使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品の電源プラグ及び延長コードの接続部を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	令和7年1月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月27日
A202401099	令和7年1月24日	令和7年2月3日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品の充電ケーブルを焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202401101	令和7年1月29日	令和7年2月4日	電気毛布	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から50年以上経過した製品
A202401102	令和7年1月5日	令和7年2月4日	スチームアイロン	火災	当該製品の電源を入れた状態でその場を離れたところ、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和7年1月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月31日
A202401105	令和7年1月21日	令和7年2月4日	送風機	火災	発煙及び異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	製造から20年以上経過した製品
A202401106	令和6年8月10日	令和7年2月5日	充電器	火災	他社製のACアダプター及び充電ケーブルを接続していた当該製品で他社製のバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月19日
A202401107	令和6年12月26日	令和7年2月5日	マルチタップ	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月30日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし